

道路事業評価手法検討委員会の位置づけ

道路事業評価手法検討委員会は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」【参考資料 1-1】（H13.7.6 事務次官通達）に位置づけられた道路事業に係る「事業種別ごとの評価手法の策定・改善」にあたり意見を聴く委員会として位置づける。（下図参照）

